

(改 正 後)	(改 正 前)
普通貯金規定 1. ～ 9. (省略) 1 0. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> を届出の印鑑 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第 1 2 条</u>により補てんを請求することができます。 <u>1 1. (キャッシュカード)</u> <u>(1) この貯金についてキャッシュカード (以下「カード」という。) を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当組合所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>(2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器により J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認した場合、その他当組合所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当組合 J A ネットバンク利用規定、J A バンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当組合の定める規定について有効に契約が成立するものとし、</u>	普通貯金規定 1. ～ 9. (省略) 1 0. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を届出の印鑑 <u>(追加)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次条</u>により補てんを請求することができます。 <u>(追加)</u> <u>1 1. (盗難通帳による払戻し等)</u>

(改 正 後)	(改 正 前)
<u>暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> 1 2. (盗難通帳による払戻し等) (1) (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) ～ (7) (省略) 1 3. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略) 1 4. (取引の制限等) (省略) 1 5. (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のい	(1) (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) ～ (7) (省略) 1 2. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略) 1 3. (取引の制限等) (省略) 1 4. (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① (省略) ② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合 ③～⑥ (省略)

(改 正 後)	(改 正 前)
かんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① (省略) ② この貯金の貯金者が<u>第13条</u>第1項に違反した場合 ③～⑥ (省略) (3)～(5) (省略) <u>16.</u> (通知等) (省略) <u>17.</u> (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略) <u>18.</u> (休眠預金等活 用法に係る異動事 由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや<u>第21条</u>に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ②～⑤ (省略) <u>19.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① <u>第18条</u>に掲げる異動が最後にあった日 ②～④ (省略) (2) (省略)	(3)～(5) (省略) <u>15.</u> (通知等) (省略) <u>16.</u> (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略) <u>17.</u> (休眠預金等活 用法に係る異動事 由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや<u>第20条</u>に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ②～⑤ (省略) <u>18.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① <u>第17条</u>に掲げる異動が最後にあった日 ②～④ (省略) (2) (省略) <u>19.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略) <u>20.</u> (未利用口座管理手数料)

(改 正 後)	(改 正 前)
<u>20.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略) <u>21.</u> (未利用口座管理手数料) (1)～(3) (省略) (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、<u>第15条</u>第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5)～(6) (省略) <u>22.</u> (規定の変更等) (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記<u>第15条</u>第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) (省略) <u>(2025年4月1日現在)</u>	(1)～(3) (省略) (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、<u>第14条</u>第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5)～(6) (省略) <u>21.</u> (規定の変更等) (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記<u>第14条</u>第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) (省略) <u>(2024年4月1日現在)</u>